給水装置・公共下水道に関する届出

明日香村地域づくり課長　様

受付 No,	

明日香村飲料水供給施設設置及び管理条例第２１条及び明日香村下水道条例第２１条の規程により、次のとおり届け出ます。

届出の目的	□飲料水供給	□開　栓　□閉　栓　□名義変更　□その他(　　)
		□新　規　←給水装置工事申込を行い、新しくメーターを設置の場合
	□下　水　道	□再　開　□休　止　□名義変更　□その他(　　)
		□料金区分の変更　(□上水のみ　□井戸併用　□井戸のみ　)
届　出　者	住　　所	〒　　－
	フリガナ	
	氏　　名	
	電話番号	※電話番号は日中連絡が可能な連絡先をご記入下さい。
水栓所在地	住　　所	明日香村大字
使　用　者 (□届出者と同じ)	住　　所	〒　　－
	フリガナ	
	氏　　名	
	電話番号	※電話番号は日中連絡が可能な連絡先をご記入下さい。
旧使用者 (□届出者と同じ)	住　　所	
	フリガナ	
	氏　　名	
納付書送付先 (□届出者住所) (□水栓所在地)	住　　所	〒　　－
	フリガナ	
	氏　　名	

※料金については毎月25㌢となっており、日割計算は行っておりません。
料金の口座引き落としのお手続きは、使用者番号をご確認頂き下記金融機関の窓口にてお申し込み下さい。
お手続きをして頂いた場合でも事務処理上、初回ご請求分は納付書を送付させて頂く場合がございます。

取扱 金融機関	南都銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行・りそな銀行・関西みらい銀行・京都銀行・三十三銀行 紀陽銀行・あいち銀行・近畿労働金庫・奈良信用金庫・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・京都中央信用金庫 大阪シティ銀行・ゆうちょ銀行・奈良県農業協同組合

地域づくり課記入欄

お客様番号											
メーター番号		検満						・			
メータ口径	□１３　□２０　□２５　□４０　□５０　□７５		指示数								㎥
受　付　日	R　　年　　月　　日	事務処理日	R　　年　　月　　日								
備　　考											

課　長	主　幹	課長補佐	係　長・専門員	課　員	受　付